

2022年3月23日

岐阜県理学療法士会
会員 各位

岐阜県理学療法士会
学術局 岩島 隆

新生涯学習システム説明会の報告

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学術局より、2022年3月15日～3月18日にかけて新生涯学習システム説明会を行わせて頂きました。延べ80人程度の参加を頂きました。ありがとうございました。4月19日から新生涯学習制度に移りますが、まだマイページも更新されていない状況のなか、説明が不確定な面もありまして、ご迷惑をお掛け致しました。今後、マイページが更新されたのち、改めて意見交換会を開催させて頂きたいと思えます。多くの会員の皆さま方にこれからの新生涯学習制度をご理解いただき、登録理学療法士の取得・維持を行って頂きたいと思えます。

説明会の中で不確定もしくは説明不足の点に関して、下記に示しますので、ご確認をお願い致します。

敬具

記

1. 3月16日水曜日の質問

Q：登録理学療法士取得中に休会した場合は5年間から延長できるのか？

A：更新期間延長手続きは、有効期間の最終年度（登録理学療法士取得5年目）の指定申請期間に受付が可能なようです。要件として、①6カ月以上のケガ・病気による休職等、②出産・6歳以下の子の育児による休職等、③親戚（2親等以内）の介護による休職等、④1年以上の海外留学等の正当な理由がある場合に必要書類を添付して申請し、認められた場合に延長が可能になるようです。詳細は、会員限定コンテンツから「登録理学療法士の更新」の「9. 更新期間延長手続き」をご覧ください。

2. 3月17日木曜日の説明不足

説明の中で、岩島が「施設内での**勉強会**を申請した場合、認められる」と発言してしまいましたが、正しくは「施設内での**症例検討会**を申請した場合、認められる」です。症例検討会も30分以上必要とされていますので、ご確認をお願い致します。

以上